2　建設分野雇用管理制度助成コース助成金は、第一号に該当する中小建設事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　その雇用する建設労働者に係る雇用管理制度の整備に関して、次のいずれかに該当する中小建設事業主

イ　労働協約又は就業規則に定めるところにより、建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三第二項第二号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者（以下「登録基幹技能者」という。）に係る賃金について、一定の額以上の額を増額する等の措置を講じた中小建設事業主であること。

ロ　雇保則第百十八条第二項の規定により人材確保等支援助成コース助成金の支給を受けた中小建設事業主であって、同項第一号ロ⑵に規定する雇用管理制度整備計画の期間の末日の翌日から起算して一年を経過する日までの期間（ハにおいて「第一回評価時入職率等算定期間」という。）における当該雇用管理制度の整備に係る事業所における入職者の数を当該雇用管理制度整備計画の期間の末日の翌日における当該事業所の労働者数で除して得た割合及び当該入職者の数が、職業安定局長が定める目標値を達成しているものであること。

ハ　ロに該当することにより建設分野雇用管理制度助成コース助成金の支給を受けた中小建設事業主であって、次のいずれにも該当するものであること。

⑴　第一回評価時入職率等算定期間の末日の翌日から起算して二年を経過する日までの期間（⑵において「第二回評価時入職率等算定期間」という。）におけるロに規定する事業所における入職者の数を二で除して得た数（この⑴において「平均入職者数」という。）を第一回評価時入職率等算定期間の末日の翌日における当該事業所の労働者数で除して得た割合及び平均入職者数が、ロに規定する目標値を達成しているものであること。

⑵　第二回評価時入職率等算定期間におけるロに規定する事業所における離職者の数を二で除して得た数を第一回評価時入職率等算定期間の末日の翌日における当該事業所の労働者数で除して得た割合が、雇保則第百十八条第二項第一号ロ⑸に規定する割合以下であること。

二　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　前号イに該当する場合　当該措置の対象となった登録基幹技能者一人につき、一年当たり六万六千五百円（雇保則第百二条の五第十三項に規定する生産性要件（以下「生産性要件」という。）に該当する中小建設事業主にあっては、八万四千円）

ロ　前号ロに該当する場合　五十七万円（生産性要件に該当する中小建設事業主にあっては、七十二万円）

ハ　前号ハに該当する場合　八十五万五千円（生産性要件に該当する中小建設事業主にあっては、百八万円）

3　建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金は、第一号に該当する建設事業主、建設事業主団体等（建設事業主の団体又はその連合団体をいう。以下同じ。）又は職業訓練法人（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十一条に規定する職業訓練法人をいう。以下同じ。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する建設事業主、建設事業主団体等又は職業訓練法人であること。

イ　雇用管理制度の整備に関する事業であって、次に掲げるいずれかのものを行う建設事業主であること。

（新設）

（新設）